

改正

平成9年4月1日改正
平成16年3月15日改正
平成18年10月1日改正
平成20年7月1日改正
平成21年3月26日改正
平成22年3月26日改正
平成23年3月29日改正
平成30年4月1日改正

南知多町公共工事に係る前金払取扱い要綱

(総則)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び南知多町公共工事請負契約約款第36条の規定に基づく前金払及び中間前金払に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

2 この要綱において、「前金払」とは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条1項の規定により支払う前払金をいう。

3 この要綱において「中間前金払」とは、地方自治法施行規則附則第3条第3項の規定による既に支払った前払金に追加して支払う前払金をいう。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、土木建築に関する工事の設計、調査、工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量を除いた（以下「公共工事」という。）ものとする。

(前金払の率)

第3条 前金払の率は、契約金額の10分の4以内とする。

(前払金の額及び端数計算)

第4条 前払金額は、契約金額に前条の率を乗じて得た額とする。

2 前項の金額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の制限)

第5条 第2条により前金払の対象となる公共工事のうち、1件の契約金額が500万円未満の工事は、原則として前金払を行わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、予算の執行上その他やむを得ない理由があるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないものとする。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第6条 継続費及び債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、各会計年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

2 繰越明許費に係る2年度にわたる契約における前金払にあつては、契約締結年度において契約金額の総額に対して行うものとする。

3 第1項の場合における2年度以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(前金払の明示)

第7条 前金払の対象とする工事である旨及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、入札参加者等に対しあらかじめ明示するものとする。

(前払金の請求)

第8条 前払金を受けようとする者は、契約締結後速やかに法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と、法第2条第5項に規定する保証契約（以下「契約」という。）を締結し、保証証書を町長に寄託して、前払金の請求をしなければならない。

(前払金の支払)

第9条 前払金は前条の規定による請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第10条 工事内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合には、第4条の規定にかかわらず、原則として前払金の増額又は減額を行わないものとする。ただし、契約金額を減額した場合は、支払済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第16条5項の規定により、中間前払金の支払を受けたときは10分の6。）を超えているときは、その超過額を返還させることができる。

(部分払)

第11条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額の範囲内とする。

2 中間前払が行われた工事については、部分払はできないものとする。

(前払金の返還)

第12条 前払金の支払いを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領済みの前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を当該工事以外の目的に使用した場合

(2) 法第5条の規定に基づく登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合

(3) 前払金の支払いを受けた公共工事の契約が解除された場合

2 前項に規定する返還をする場合においては、前金払の支払日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額（利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。）の利息を付して、町長の指定する期日までに返還しなければならない。

(中間前金払の対象)

第13条 中間前金払の対象は、本要領に基づき前金払を行った公共工事のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 契約締結時に、「中間前金払と部分払の選択について」（様式第1号）を提出していること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の率)

第14条 中間前金払の率は、認定請求時における契約金額の2割以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額の6割以内とする。

(債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における中間前金払)

第15条 継続費及び債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応ずる出来高予定額に対して行うものとする。

2 前項の規定に基づく各年度ごとの中間前金払をすることができる要件は、第13条中「工期」とあるのは「当該年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該年度における年割額」と読み替えて、第13条の規定を準用するものとする。

(中間前払金の請求等)

第16条 請負者は、中間前払金を請求しようとする場合、工事担当課に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 認定請求書(様式第2号)

(2) 工事履行報告書(様式第3号)

2 工事担当課は、請負者から前項の規定に基づく書類の提出があったときは、第13条各号(第15条第2項において準用する場合を含む。)の要件を満たしていることの確認を行うものとする。

3 前項の規定に基づく工事の進捗の確認は、工事履行報告書をもって行うものとし、必要に応じて請負者に対して資料の提出を求めることができる。

4 工事担当課は、第2項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについて、認定調書(様式第4号)を請負者へ通知するものとする。

5 前項の規定に基づく認定調書の交付により認定を受けた請負者は、認定調書に保証事業会社の保証証書を添えて、中間前金払の請求をすることができる。

6 第13条第1号でどちらかを選択した場合であっても、選別項目の支払いが行われる前であれば中間前金払・部分払の変更申請書(様式第5号)を提出すれば変更することができるものとする。ただし、変更は1回のみ可能とする。

(前金払に関する規定の準用)

第17条 第4条2項、第7条、第9条及び第12条の規定は、中間前金払を行う場合にこれを準用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。